

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本指第650号
令和7年6月25日
宮城県警察本部長

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領については、「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領の制定について（通達）」（平成29年1月24日付け宮本指第48号）及び「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準並びに事務処理要領の制定について（通達）」（平成29年1月24日付け宮本指第49号）によって運用してきたところであるが、関係法令の改正が行われたことにより、この度、別添のとおり道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領を別添1、2及び3のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記2通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 聴聞の期日及び場所の公示は、原則、宮城県警察インターネットホームページに掲載することとした。
- (2) その他文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和7年6月25日

別添 1

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第1 総則

1 目的

この細目基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6の規定による自動車の使用制限を行う場合における処分量定の細目的事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この細目基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、法第117条の2の2第2項若しくは法第118条第2項第3号（法第75条第1項第5号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去1年以内に2回以上、法第118条第2項第3号（法第75条第1項第2号に係る部分に限る。）若しくは第4号、法第119条第2項第4号若しくは法第119条の2の4第2項の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけたこと。

(4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(5) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、下命・容認に係る使用制限、法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限又は法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第75条の2第2

項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

3 期間の計算

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了とする。

(2) 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1年間は、365日とするものとする。

4 聴聞

下命・容認に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。

したがって、下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、法第75条第4項から第8項までの規定に基づき、聴聞の手続を執ること。

5 下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者等が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

6 処分が競合する場合等における取扱い

(1) 下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限が競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る自動車の使用者が当該処分に係る自動車を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

第2 下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対

象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

2 処分対象行為に付する基礎点数等

(1) 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

(2) 処分事情に付する点数

ア 処分事情のうち、前記第1-2-(3)-アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認に係る違反行為を行った場合にのみ別表第1に掲げる点数を付するものとする。

イ 処分事情のうち、前記第1-2-(3)-イに掲げる事情については、別表第2に掲げる点数を付するものとする。

(3) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記第1-2-(3)-アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第1項における刑罰上の評価（包括一罪、併合罪等）にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。

なお、処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しない。

具体的な違反行為の数え方については、次のとおりとする。

ア 使用者等が、同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、数個の違反行為として数えるものとする。

イ 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認したときには、その容認行為が行われるごとに1回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反行為として数えるものとする。

ウ 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数回の違反行為として数えるものとする。

3 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準とする点数の計算の方法は、前記2-(1)、(2)及び(3)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表第3に掲げるとおりとする。

4 処分量定に当たっての留意事項

(1) 令で定める基準との関係

前記3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6の処分行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

(2) 処分の軽減等

ア 上記第1の2-(3)-アに掲げる処分事情への点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみに対して行うものとする。

イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ア) 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6に規定する処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数が10台未満の場合は、1台とする。

ウ 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができる。

なお、この軽減を行う場合については、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減すること。

また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生じるおそれがあると認められる場合

(イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分事情に係る運転者

処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

別添 2

最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第 1 総則

1 目的

この運用基準等は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示の運用基準及び当該指示に基づく法第75条の2の規定による自動車（重被けん引車を含む。以下同じ。）の使用制限をする場合における処分量定の細目的事項について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この運用基準等において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 指示

法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をいう。

(2) 指示に係る使用制限

法第75条の2第1項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(3) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(4) 点数の付与

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の7第1項の規定により点数を付することをいう。

(5) 累計点数

令第26条の7第1項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

(6) 前歴の回数

令第26条の7第1項の表2の備考に規定する前歴の回数をいう。

3 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分にあたることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

4 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。

したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分に

よれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項までの規定に基づき、聴聞の手続を執ること。

5 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、指示に係る使用制限は行うことができない。

第2 最高速度違反行為に係る指示の運用基準等

1 業務管理の状況

最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて自動車を運転する行為をいう。）に係る指示は、当該自動車の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、当該使用者が当該自動車につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

なお、「最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないとき」とは、次のような場合をいう。

- (1) 当該自動車の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない場合
- (2) 当該自動車による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない場合
- (3) 当該自動車に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない場合
- (4) 当該自動車に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていない場合

2 指示の運用基準

- (1) 最高速度違反行為に係る指示は、前記第1の状況が見られるほか、次のいずれかの要件に該当した場合に行うものとする。

ア 自動車の使用者が、当該使用の本拠の位置において使用する自動車について当該使用者の業務に関し過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた場合における自動車の使用者である場合

イ 使用者等が、当該運転者に対して、当該自動車の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 使用者等が、当該運転者に対して、当該自動車の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者

である場合

オ 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車の運転について、過去１年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前記(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ 前記(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る自動車が、過去１年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る自動車である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 前記１の「当該自動車の使用者の業務に関し」とは、法第75条第１項と同様に、自動車の使用者の業務と関係なく自動車が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該自動車の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、最高速度違反行為を行った場合等は指示の対象とならない。

3 指示の内容

指示の内容は、最高速度違反行為に係る自動車の使用の態様に応じて、自動車の使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は別表第４のとおりである。

4 指示の方法

指示は、指示の理由を付した指示書（別記様式第１号）を交付して行うものとする。

5 留意事項

最高速度違反行為に係る指示を行う場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 指示に係る最高速度違反行為

指示に係る最高速度違反行為は、自動車の使用者以外の運転者が、当該自動車の使用者の業務に関して行ったものに限られること。

(2) 指示の内容に対する配慮

指示の内容の確定にあたっては、必要に応じて、使用者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容や自動車の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用態様等を確認するとともに、法第75条の２の２第２項の規定による報告又は資料の提出を求めるなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

第３ 過積載運転行為に係る指示の運用基準等

1 指示の運用基準

(1) 過積載運転行為（法第57条第１項に規定する過積載をして自動車を運転する行為）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の３第１項又は第２項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合

において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車について過去１年以内に１回以上過積載運転行為が行われ、当該自動車につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき。

イ 自動車の使用者等が、当該運転者に過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 自動車の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車の運転について、過去１年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

オ 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車の運転について、過去１年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前記(1)－アからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ 前記(1)－アからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る自動車が、過去１年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る自動車である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

2 指示の内容

指示の内容は、過積載行為に係る自動車の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別表第５のとおりである。

3 指示の方法

指示は、指示の理由を付した指示書（別記様式第２号）を交付して行うものとする。

4 留意事項

過積載運転行為に係る指示を行う場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 指示の対象となる過積載運転行為

指示の対象となる過積載運転行為は、自動車の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

(2) 指示の対象者等の確認

指示の対象である使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の２の２第２項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

第4 過労運転に係る自動車の使用者に対する指示の運用基準等

1 業務管理の状況

過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転する行為をいう。）に係る指示は、当該自動車の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、当該使用者が当該自動車につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められない時に限り行うものとする。

なお、「過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないとき」とは、次のようなときをいう。

- (1) 当該自動車の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- (2) 当該自動車による運行について過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- (3) 当該自動車に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていない。
- (4) 当該自動車に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていない。
- (5) 当該自動車の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれがある状態で自動車を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

2 指示の運用基準

- (1) 過労運転に係る指示は、前記1の状況が見られるほか、次のいずれかの要件に該当した場合に行うものとする。

ア 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車について、当該自動車の使用者の業務に関し過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者である場合

イ 使用者等が、当該運転者に対して、当該自動車の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 使用者等が、当該運転者に対して、当該自動車の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

オ 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠の位置において使用する自動車の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

- (2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないも

のとする。

ア 前記(1)－アからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ 前記(1)－アからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転に係る自動車が、過去１年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る自動車である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 前記１の「当該自動車の使用者の業務に関し」とは、法第75条第１項と同様、自動車の使用者の業務と関係なく自動車が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該自動車の使用者以外の者が、私用でその自動車を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

(4) 「過労」とは、精神又は身体が正常な運転ができない程度に疲労していることであり、法第66条第１項に定める「過労」と同様のものである。睡眠時間、仕事の質、量等を考慮して個々具体的に判断すること。

3 指示の内容

指示の内容は、過労運転に係る自動車の使用の態様に応じて、自動車の使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別表第６のとおりである。

4 指示の方法

指示は、指示の理由を付した指示書（別記様式第３号）を交付して行うものとする。

5 留意事項

過労運転に係る指示を行う場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 指示の対象となる過労運転

指示の対象となる過労運転は、自動車の使用者以外の運転者が、当該自動車の使用者の業務に関して行ったものに限られること。

(2) 指示の対象者等の確認

自動車の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の２の２第２項の規定による報告又は資料の提出を求めるなど疑問点の解明に努めること。

第５ 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の７に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、処分量定の基準（別表第７）に掲げる期間を超えない範囲で行うものとする。

2 点数の付与

(1) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものである。

(2) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。

- (3) 点数の付与は最高速度違反行為及び過労運転にあつては当該自動車の使用者の業務に関して行われた場合に、過積載運転行為にあつては当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に付された点数を累計したものとす。

3 前歴の回数

- (1) 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのある全ての自動車に係る前歴を合計した回数とする。
- (2) 前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合である。

別表第7に定める前歴の回数が「1回」、「2回」又は「3回以上」に該当することとなる場合についても同様である。

- (3) 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違反行為と同一区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

なお、法第75条第1項に規定する違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について当該使用制限を受けるに至った違反行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数に含むこと。

また、法第75条第1項に規定する違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について当該使用制限を受けるに至った違反行為とは異なる違反行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に含まない。

4 期間の計算

- (1) 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。
- (2) 令第26条の7第1項の表2の備考中の「過去1年以内」の期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。

なお、1年とは、365日とするものとする。

- (3) この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期間を超えるときは、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

5 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であつて、自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、処分期間の2分の1を超えない

範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができる。

なお、処分の軽減を行う場合については、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
 - (2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
 - (3) その他情状酌量すべき事情がある場合
- 6 処分が競合する場合等における取扱い

別添 1 「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」第1－6に規定する取扱いのとおりとする。

別添 3

自動車の使用制限に関する事務処理要領

第 1 総則

1 目的

この要領は、法第75条第 2 項及び令第26条の 6 の規定に基づき宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車の使用制限に関する事務処理手続きについて標準的な処理要領を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第 2 項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

令第26条の 6 に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

令第26条の 6 第 2 号の表の下欄に掲げる事情をいう。

(4) 政令基準

令第26条の 6 に規定する使用制限に関する基準をいう。

(5) 細目基準

別添 1 の道路交通法第75条第 2 項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準のことをいう。

(6) 警察署等

宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察交通機動隊及び宮城県警察高速道路交通警察隊並びに警察署をいう。

(7) 警察署長等

警察署等の長をいう。

3 処分の迅速処理

使用制限に関する処分は、企業等の活動に伴う道路交通上の危険を排除するとともに、将来における道路交通の危険の防止を図ることを目的として行うものであるから、自動車の使用制限に関する処分事由が生じたときは、速やかに処理を行うものとする。

4 都道府県警察相互間の連携、協力

処分対象行為に係る事案（以下「処分事案」という。）の移送及び使用制限に係る処分（以下「処分」という。）執行依頼等に関する事務は、関係都道府県警察間の相互の緊密な連携と協力の下に行うものとする。

第 2 警察署等における事務処理要領

1 処分事案の報告

警察署長等は、交通法令違反事件又は交通事故事件の捜査処理の過程において処分事案を認知したときは、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）に対し電話により報告するものとする。

2 関係書類の送付

警察署長等は、交通指導課長に報告後速やかに、当該事案の事実の証明に必要な関係書類等を交通指導課長に送付するものとする。

第3 警察本部等における事務処理要領

1 使用制限基準該当性の確認

(1) 関係書類等による確認

交通指導課長は、警察署等から送付された処分事案の関係書類を受領した場合は、当該事案が使用制限の対象となるか及び当該事案がその対象となる場合は、処分対象行為の事実認定が適正で、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。

(2) 処分事案の上申

交通指導課長は、当該事案の上申にあたっては、自動車使用制限命令事案上申書（別記様式第4号。以下「上申書」という。）を作成し、事実の証明に必要な関係書類等を添付して行うものとする。

(3) 処分事案の移送等

前記(1)の審査の結果、処分対象行為に該当するもののうち、事業所の位置が他の都道府県警察の管轄区域内にあるものについては、自動車使用制限事案移送通知知書（別記様式第5号）を作成し、関係書類等を添付して当該都道府県警察に移送するものとする。

2 事業所カードの作成及び保管

警察署長等から送付された処分事案（他の都道府県警察に移送したものを除く。）及び他の都道府県警察から移送を受けたものについては、事業所カード（別記様式第6号）を作成し、警察署等別に保管整理するものとする。

この場合において、事業所カードが既に作成保管されているときには、新たに上申のあった処分事案に係る事項をカードに記入し、保存すること。

3 処分量定

(1) 政令基準該当有無の審査

事業所カードに記入されている処分対象行為及び処分事情の内容に基づき、政令基準に該当するかどうかについて審査するものとする。

(2) 細目基準による量定

前記(1)の審査の結果、政令基準に該当するものについては、細目基準に定めるところにより点数計算の上、処分期間の量定を行うものとする。

4 東北運輸局長からの意見聴取等

処分量定を行った事業所の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者（旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営業者）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨

物利用運送事業を営業者であるときは、自動車の使用制限に関する意見照会書（別記様式第7号）により、宮城運輸支局を経由して東北運輸局長の意見を聴取するものとする。

5 聴聞手続

(1) 総説

聴聞は、法第75条第5項から第8項までの規定並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）の定めるところによるほか、次によるものとする。

(2) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、警部以上の階級にある警察官の中から交通部長が選考したものとする。

(3) 聴聞の通知、公示等

ア 聴聞等規則第8条の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」という。）の発出は、処分取消事由の該当の有無等の確認後に行うものとする。

イ 交通指導課長は、使用制限命令を受ける対象となる自動車の使用者（以下「当事者」という。）に聴聞通知書を送付又は交付したときは、受領書（別記様式第8号）を徴すること。

ウ 聴聞の期日及び場所の公示については、原則、宮城県警察インターネットホームページに掲載して行うものとし、聴聞の期日及び場所のみを公示すること。ただし、やむを得ない場合は、別記様式第9号により公安委員会の掲示板に掲示するものとし、その場合の公示事項も聴聞の期日及び場所のみとすること。

また、聴聞の期日及び場所の公示は、当事者の住所及び氏名を公示しないため、当事者の聴聞の経緯が明らかとなるよう、適切な管理を行うこと。

6 処分執行

(1) 処分執行者

処分の執行は、事業所の位置を管轄する処分対象である自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

(2) 処分執行要領

ア 使用制限書の作成

交通指導課長は、公安委員会が処分を決定した事案について、宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）様式第23号の車両の使用制限書（以下「使用制限書」という。）を作成するものとする。

ただし、使用制限書は命令をしたときに交付するものとされており、使用制限命令自体は非要式行為であるから、同書の受領を拒否されたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば、命令の効力に影響しない。

イ 使用制限書及び標章の送付

交通指導課長は、当該事業所の処分対象自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府

令第60号) 第9条の15の標章(以下「運転禁止標章」という。)を送付するものとする。

ウ 処分の執行

使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る自動車の使用者(以下「被処分者」という。)に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼り付けるものとする。

エ 処分執行結果の報告

処分を執行した警察署長は、自動車使用制限処分執行報告書(別記様式第10号、以下「処分執行報告書」という。)を作成し、処分の執行年月日時、場所、使用制限書の交付者の氏名等を記入のうえ、交通指導課長に送付するものとする。

オ 他の都道府県警察に対する処分執行依頼

交通指導課長は、処分の決定後から処分の執行までの間に、事業所の処分対象自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、変更先の当該都道府県警察に対し、自動車使用制限処分執行依頼書(別記様式第11号)に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して送付し、処分の執行を依頼するものとする。

カ 他の都道府県警察からの処分執行依頼

交通指導課長は、他の都道府県警察から処分の執行依頼を受けた場合には、速やかに処分を執行するとともに、その結果を、前記エに準じて、処分執行を依頼した当該都道府県警察に連絡するものとする。

キ 事業所カードの記入

交通指導課長は、警察署長から送付された処分執行報告書を受領したときは、事業所カードに処分結果に関する事項を記入するものとする。

ク 関係記録の保存

交通指導課長は、警察署長から送付された処分を執行した事案の関係書類を処分年月日順に整理し、当該処分を執行した警察署において処分執行の日から3年間保存するものとする。

なお、処分の決定後、被処分者が所在不明等のために処分が未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

(3) 処分執行時の留意事項

ア 被処分者又はこれに代わるべき者等の立会い

処分の執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等(以下「被処分者等」という。)の立会いを得て行うことを原則とする。

なお、被処分者が法人の場合は、必ずしも法人の代表者を立ち会わせることを要しないが、処分対象自動車の属する営業所の長等処分対象である自動車の運行について責任を有する者を立ち会わせること。

イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合等の取扱い

被処分者等が、処分の執行への立会いを拒否し、使用制限書の受領を拒否

する等の場合は、極力、被処分者等を説得して処分の執行を行うこととするものとし、被処分者等があくまでも処分の執行に応じないときは、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上、使用制限書が被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、処分対象である自動車に運転禁止標章を貼り付け、処分の執行を行うものとする。

この場合において、次の事項に留意すること。

- (ア) 処分対象である自動車が被処分者の自宅駐車場等自動車の運行を制限しても違法かつ迷惑にならない場所に所在しているときに、処分の執行を行うこと。
- (イ) 被処分者等に対し、自動車に運転禁止標章を貼り付ける場合は、その旨を口頭で告げること。
- (ウ) 被処分者等に対し使用制限期間中に当該自動車を運行し、又は運転禁止標章を取り除いた場合は、それぞれ罰則により処罰の対象となることを口頭で告げること。
- (エ) 処分を執行した状況については、確実に記録しておくこと。

7 運転禁止標章の除去

- (1) 運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置等を管轄する警察署長が行うこととする。
- (2) 除去した運転禁止標章は、当該関係書類とともに保管するものとする。
- (3) 警察署長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有するものであり、かつ、当該自動車を被処分者に使用させることがないことを確認したときに、当該標章を除去するものとする。

8 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

(1) 処分執行時の措置

処分執行の際には、運転禁止標章の貼り付け状況及び対象自動車の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章の貼り付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認ができるようにすること。

(2) 命令違反事件の積極的な検挙

処分対象自動車の使用制限期間中に走行が現認された場合において、処分執行時と比較して走行距離数に変化が見られる等の命令違反に該当するときは、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である自動車の使用者であるが、法第123条の規定により、当該自動車の使用者の代理人その他の従業員が、当該自動車の使用者の業務に関して処分対象自動車を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰対象となることに留意すること。

(3) 処分期間終了時の運転禁止標章の除去等

処分を執行する際に処分対象である自動車に貼り付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に処分を執行した警察署長が、担当職員に取り除かせることを原

則とし、除去した運転禁止標章は、関係書類とともに保管するものとする。ただし、被処分者が十分に反省していると認められ、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合は、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えないものとする。

この場合において、警察署長は、被処分者から除去した当該運転禁止標章の提出を受け、関係書類とともに保管すること。

なお、処分期間終了前に運転禁止標章が破損され、又は取り除かれた場合は、法第75条第11項違反として捜査し、検挙の措置を講ずること。

9 処分事案の処分結果の記録

処分事案に係る処分の量定及び決定、聴聞手続、処分の執行、その他処分手続等の処理結果については、別記様式第4号（続き）の処理結果欄に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

別表第 1

処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区 分		点 数
酒 酔 い 運 転		36点
麻 薬 等 運 転		36点
無 免 許 運 転		26点
無 資 格 運 転		16点
酒 気 帯 び 運 転		16点
過 労 運 転 等		16点
速 度 超 過		6 点
放 置 駐 車 違 反		6 点
積載物重量制限 超 過	10割以上	6 点
	5 割以上10割未満	4 点
	5 割未満	2 点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過		2 点
積 載 方 法 制 限 超 過		2 点

備考 この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 「酒酔い運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 「麻薬等運転」とは、法第66条第1項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261条）第32条の2に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転

する行為の下命又は容認行為をいう。

- 3 「無免許運転」とは、法第64条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 4 「無資格運転」とは、法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 5 「酒気帯び運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して、身体に令第44条の3に規定する程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 6 「過労運転等」とは、法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（2に規定する行為を除く。）。
- 7 「速度超過」とは、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 8 「放置駐車違反」とは、法第44条第1項、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項、法第49条の4若しくは第75条の8第1項の規定に違反する行為のうち、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。
- 9 「積載物重量制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 10 「積載物大きさ制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 11 「積載方法制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表第 2

交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	40点
傷害事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の治療期間が 3 月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の治療期間が30日以上 3 月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点

備考

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
- 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
- 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が 2 人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
- 4 「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第 1 条又は第 2 条に規定する程度のものをいう。

別表第 3

処分量定の基準

区分 点数	前歴なし	前歴 1 回	前歴 2 回	前歴 3 回 以 上
6 ～10点		20 日	40 日	60 日
11～15点	10 日	30 日	50 日	70 日
16～20点	20 日	40 日	60 日	80 日
21～25点	30 日	50 日	70 日	90 日
26～30点	40 日	60 日	80 日	100 日
31～35点	50 日	70 日	90 日	110 日
36～40点	60 日	80 日	100 日	120 日
41～45点	70 日	90 日	110 日	130 日
46～50点	80 日	100 日	120 日	140 日
51～55点	90 日	110 日	130 日	150 日
56～60点	100 日	120 日	140 日	160 日
61～65点	110 日	130 日	150 日	170 日
66点以上	120 日	140 日	160 日	180 日

別表第 4

最高速度違反行為に係る指示の具体例

最高速度違反行為となるような運転が行われることのないよう、目的地までの主な地点間の距離、走行時間、走行速度等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うこと。
運転者その他の従業員に対して最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うこと。
自動車に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により運転者の遵法意識の醸成に努めること。
最高速度違反を伴う運行が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すること。
運転経路の交通状況等を的確に把握し、最高速度違反行為の防止に留意した運行計画を作成すること。
運送に関する契約を結ぶに際しては、使用自動車台数及び運転者数を勘案し、最高速度違反行為の防止に留意すること。
利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すること。
速度制限装置の取り外し等最高速度違反行為を容易にするような改造をした自動車を使用しないこと。

別表第 5

過積載行為に係る指示の具体例

自動車の運転者に運転させる場合にあらかじめ自動車の積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
過積載となるような運送契約を引き受けないこと。
過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。
運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。
産業廃棄物輸送用自動車等の目的外使用を行わないこと。
さし枠等の不正改造をした自動車を使用しないこと。
荷主又は荷受人に対し、積載物の重量証明となる書面を発行するよう協力要請すること。
積載の状況の記録を作成し、保管すること（自動車の使用者が荷送人である場合）。
出荷時に重量を確認すること。
積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。
積荷を購入し、又は売却する際に過積載となるような売買契約を結ばないこと。

別表第 6

過労運転に係る指示の具体例

過労運転となるような運転が行われないよう、休憩場所、休憩時間等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うこと。
運転者その他の従業員に対して過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うこと。
過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すること。
運行前の点呼を徹底すること等により過労運転となるおそれのある状態で運転者に自動車を運転させないこと。
運転者を長距離又は夜間の運転に従事させる場合であって疲労により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する、又は休憩時間を必要に応じ確保するよう運転者に対し指示を行うなどの措置を講ずること。
あらかじめ経路途中の休憩時間、休憩場所等を定めるなど、過労運転の防止に留意した運行計画を作成すること。
運送に関する契約を結ぶに際しては、使用自動車台数及び運転者数を勘案し、過労運転の防止に留意すること。
利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すること。

別表第7 処分量定の基準

前 歴 の 回 数	累 積 点 数				
	車 種	2 点又は 3 点	4 点又は 5 点	6 点から 8 点 (過労運転は 6 点)	9 点以上 (過労運転は 12点以上)
な し	大型車等			30 日	45 日
	普 通 車			20 日	30 日
	二輪車等			10 日	15 日
一 回	大型車等		30 日	45 日	60 日
	普 通 車		20 日	30 日	40 日
	二輪車等		10 日	15 日	20 日
二 回	大型車等	30 日	45 日	60 日	75 日
	普 通 車	20 日	30 日	40 日	50 日
	二輪車等	10 日	15 日	20 日	25 日
三 回 以 上	大型車等	45 日	60 日	75 日	90 日
	普 通 車	30 日	40 日	50 日	60 日
	二輪車等	15 日	20 日	25 日	30 日

備考

- 1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
- 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
- 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

指 示 書

宮公委（指）第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会

道路交通法第22条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に 係る 車両	使用の本拠の 位 置	
	車両（登録） 番 号	
指 示 事 項		など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由		

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

指 示 書

宮公委（指）第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称
殿
宮 城 県 公 安 委 員 会

道路交通法第58条の 4 の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指 示 事 項		など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由		

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

指 示 書

宮公委（指）第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会

道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
	車両（登録） 番 号	
指 示 事 項		など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由		

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

自動車使用制限命令事案上申書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

交通部交通指導課長 印

下記の者は、道路交通法第75条第 2 項の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用事業所の名称及び所在地	
使用者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
自動車の登録（車両）番号	
下命・容認行為者の住所、職（地位）、氏名	
違反運転者の住所、氏名	
事案の内容	下命・容認行為（ 運転者の違反行為 ☐ 有 ☐ 無
添付書類	
備考	

別記様式第4号(続き)

運輸支局第○号(様式)

処　理　結　果							
処理区分	☐ 自県事案 ☐ 自署 ☐ 他署						
	☐ 他県事案 第 号						
	移送年月日 移送先						
処理基準	区　分		年　　　月		内　　　容		点　数
	処分対象行為						
	交通事故						
	過去一年以内の処分事情	処分前歴					
		下命・容認歴					
合　計　点　数							
処　分　量　定		日間					
運輸支局の意見		照会書発出		年　　　月　　　日			
		照　会　先					
		意見					
聴聞の主宰者		所属		階級等		氏名	
聴聞通知年月日		年　　　月　　　日（発出した日）					
聴聞公示年月日		年　　　月　　　日（掲示した日）					
代理人・参加人・補佐人の出頭等							
聴聞期日・場所変更							
文書閲覧請求							
聴聞期日		年　　　月　　　日					
聴聞出席者							
陳述書及び証拠書類等の提出・還付							
聴聞続行・再開							
聴聞調書等閲覧請求							
処分決定年月日		年　　　月　　　日					
決　定　日　数		日間					
処分執行年月日		年　　　月　　　日					
運転禁止期間		年　　　月　　　日から　年　　　月　　　日まで					
処分執行者		所属		階級等		氏名	
使用制限命令違反等							
処分執行依頼		依頼日	年　　　月　　　日				
		依頼先					
標章除去申請							
備　　　　　考							

宮公委（指）第

号

自動車使用制限事案移送通知書

年 月 日

県公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に自動車の使用の本拠を有する者であるが、当公安委員会において自動車の使用制限の対象になると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を添えて通知する。

事業所の名称及び所在地	
使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
処分対象行為の年月日	
処分対象行為の種別	
添付書類	
備考	

別記様式第 6 号

整理番号	
事業所カード	
事業所名	
所在地	
代表者名	
運転者数	
自動車台数	
備考 (処分歴等)	

別記様式第 6 号（続き）

処分対象行為の年月日				
処分対象行為の種別				
使用自動車の登録（車両）番号				
運転者の住所・氏名				
自動車の使用者名				
下命・容認行為者の 住所・氏名				
処 分	年月日			
	期 間			
	点 数			
処 分 区 分	移送受理年月日 及び移送都道府県			
	移送年月日 及び移送先			
	執行依頼年月日 及び依頼先			
送付署・課・隊名 及び受理年月日				
備考				

宮公委（指）第 号

自動車の使用制限命令に関する意見照会書

年 月 日

東 北 運 輸 局 長 殿

宮城県公安委員会 印

次のとおり、道路交通法第75条第2項の規定に基づき、自動車の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

- 1 対象者
事業所名

所在地

代表者氏名

- 2 処分理由等
別紙のとおり。

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

別記様式第7号（続き）

処 分 の 理 由		
処分の年月日（予定）	年 月 日	
処分の期間（予定）	日 間	
処分に係る自動車	登録（車両）番号	
	使 用 の 種 別	
そ の 他 参 考 事 項		

受 領 書

年 月 日付 第 号

による自動車の使用制限命令に関する「聴聞通知書」 1 通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

出席の有無 出席 ・ 欠席

宮城県公安委員会 殿

別記様式第 9 号

宮城県公安委員会告示第 号

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限命令について、同条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

記

- 1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所

第 号

自動車使用制限処分執行報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長 印

自 動 車 の 使 用 制 限 書 の 交 付 日 時	年 月 日 時 分
同 上 交 付 場 所	
被交付者の住所、氏名	
標章を貼付した自動車 の登録（車両）番号	
処 分 執 行 し た 警 察 職 員 の 官 職 氏 名	
備 考 〔 処分執行の際における特異動向等について記入する。 〕	

宮公委（指）第 号

自動車使用制限処分執行依頼書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

下記の者に対する自動車の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使 用 制 限 書 番 号		第 号
被 処 分 者	自動車の使用者の氏名 （法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 及び住所	
	自動車の登録（車両）番号	
執 行 依 頼 の 理 由		
添 付 資 料		☐ 使用制限書 通 ☐ 標 章 通 ☐ その他（ ）